令和6年11月定例会

議 案 説 明 資 料 予算に関する説明書

(令和6年度11月補正予算等関係)

警察本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和6年11月定例会議案説明資料目次

警察本部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 会 計 課	3 4
	2 歳入歳出事項別明細書		$5\sim 6$
	3 債務負担行為に関する調書		7 ~ 8

【予算関係以外】

(議 案)

議案番号	件名	課名等	頁
第 12 号	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例	運転免許課	9~30

(報 告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定 について(令和6年11月11日専決)	監察課	31
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定 について(令和6年11月11日専決)	監察課	32
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定 について(令和6年11月11日専決)	監察課	33
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定 について(令和6年11月11日専決)	交通規制課	34

議 案 説 明 資 料 総 括 表

警察本部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財 源		内 訳		備	考
	↑冊Ⅱ↓刊♥ノ6只	州业镇	ПΙ	国庫支出金	起債	その他	一般財源	TVHI	7
警察本部 (会計課)	17, 879, 108	6, 070	17, 885, 178				6, 070		
合 計	17, 879, 108	6, 070	17, 885, 178				6, 070		

說	眀	(主な事業)
音分.	PH	(十/4)事業)

(新) サイバー空間における犯罪対応力強化事業	6,070	千円
(VII) 2 1 = 1 = 1 = 1 = 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0, 0.0	1 1 4

令和6年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

3目 警察施設費

会計課(内線:8502)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財	源	内	訳	備考
事 未 石	無止則	無止	ĒΙ	国庫支出金	起債	その他	一般財源	州与
(新) サイバー空								
間における犯罪	0	6,070	6,070				6,070	
対応力強化事業								
トータルコフト	油 正前・0	壬 田 (0 0 1)		52 千田 ((1 ()	卦·6 95	3 4田 (0	1 /)

トータルコスト | 補正前:0千円(0.0人)、補正:6,853千円(0.1人)、計:6,853千円(0.1人)

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

サイバー空間における犯罪の被害件数は近年増加傾向にあり、令和6年には鳥取県内においてSNSを利用した投資・ロマンス詐欺等や特殊詐欺の被害件数及び被害額が急増している。また、全国的にSNS等で高額な報酬を示唆し、犯行に加担させるなどサイバー空間を悪用した犯罪が続発している。このような犯罪のツールにはスマートフォン、タブレット端末等の電子機器を使用する場合が多く、サイバー空間における脅威に対する捜査基盤の強化と捜査能力の向上が急務であることから、早急に充実した解析環境を整備し、解析体制強化による捜査の効率化を図る。

2 主な事業内容

スマートフォン、タブレット等の端末の高度な解析を可能とする資機材の新規導入に合わせ、警察本部庁舎にセキュリティを強化した専用解析室を設置する。

(解析室設置に係る経費)

- ・ 入退室管理システム設置
- ・ 電源の増設
- ・ 既存施設の撤去及び改修

令和6年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(警察本部)

(単位:千円)

		款 ュ	須 目	9款 警	 察費						(<u>E</u>	单位:千円)
`		25. •		3 Apr.	** A		1項 警察	1項 警察管理費				
	A-A-			44-7-24-	44	44-TW	44-7-44	44	++-T/4		施設費	44-T-W
	節			補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	報					204, 189	203, 924		203, 924			
2 3		· ·	料			5, 814, 758			5, 814, 758			
3]			当等			5, 137, 727	5, 137, 727		5, 137, 727			
	時	間 外				1, 213, 527	1, 213, 527		1, 213, 527			
		殊 勤 彩				90, 779	90, 779		90, 779			
	退		手 当			612, 944	612, 944		612, 944			
		の他の				3, 026, 965	3, 026, 965		3, 026, 965			
	<u>児</u> 		手 当			193, 512	193, 512		193, 512			
4		済	費			2, 042, 037			2, 042, 037			
		員に係				2, 013, 578	2, 013, 578		2, 013, 578			
		金に係				28, 459	28, 459		28, 459			
	災 害		償 費			11, 051	11, 051		11, 051			
		及び退				9, 097	9, 097		9, 097			
7		償	費			52, 426	39, 983		39, 983			
8	旅		費	<i>'</i>		95, 714	49, 925		49, 925			
	費		弁 償			7, 649	7, 599		7, 599			
	普	通	旅費			84, 361	41, 997		41, 997			
	特	別	旅費			3, 704	329		329			
9		際	費	350		350	350		350			
10	需	用	費	771, 075		771, 075	414, 554		414, 554	30, 757		30, 757
	食	料	費	16, 698		16, 698	446		446			
	その	の他の	需 用 費	754, 377		754, 377	414, 108		414, 108	30, 757		30, 757
1 1 3	役	務	費	320, 632		320, 632	72, 495		72, 495	4, 740		4, 740
1 2	委	託	料	1, 021, 177	6, 070	1, 027, 247	562, 784	6, 070	568, 854	264, 733	6, 070	270, 803
13	使用彩	1 及び	賃借料	762, 159		762, 159	426, 720		426, 720	68, 455		68, 455
14	工 事	請	負 費	1, 551, 917		1, 551, 917	468, 010		468, 010	468, 010		468, 010
15	原	材 *	斗 費									
16	公有	財産り	購入 費									
171	備品	購	入 費	36, 123		36, 123	6, 634		6, 634			
18:	負担金	、補助及	び交付金	38, 611		38, 611	33, 617		33, 617	1, 290		1, 290
19	扶	助	費									
201	貸	付	金									
2 1	補償、	補填及で	が 賠償金	44		44	44		44			
2 2 1	償還金	、利子及	び割引料	15		15						
2 3	投資	及び出	資金									
2 4	積	立	金									
25	寄	付	金									
26	公	課	費	10, 006		10, 006	10, 006		10, 006			
27	繰	出	金									
-	予	備	費									
Т		計		17, 879, 108	6, 070	17, 885, 178	15, 303, 716	6, 070	15, 309, 786	837, 985	6, 070	844, 055
財	国 庫	支出	金	371, 787		371, 787	2, 433		2, 433			
源	起		債	364, 000		364, 000	173, 000		173, 000	173, 000		173, 000
内	そ	の	他	723, 663		723, 663	688, 979		688, 979	83, 002		83, 002
訳	— <i>f</i>	般 財	源	16, 419, 658	6, 070	16, 425, 728	14, 439, 304	6, 070	14, 445, 374	581, 983	6, 070	588, 053

令和6年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(警察本部)

(単位:千円)

	款 項	目	警察本部合計					
節		/	補正前	補正額	補正後			
1 報		酬	204, 189		204, 189			
2 給		料	5, 814, 758		5, 814, 758			
3 職	員 手 当	等	5, 137, 727		5, 137, 727			
	時間外手	当	1, 213, 527		1, 213, 527			
	特殊勤務手	当	90, 779		90, 779			
	退職手	当	612, 944		612, 944			
	その他の手	当	3, 026, 965		3, 026, 965			
	児 童 手	当	193, 512		193, 512			
4 共	済	費	2, 042, 037		2, 042, 037			
	職員に係るも	の	2, 013, 578		2, 013, 578			
	賃金に係るも	の	28, 459		28, 459			
5 災	害 補 償	費	11, 051		11, 051			
6 恩	給及び退職年	金	9, 097		9, 097			
7 報	償	費	52, 426		52, 426			
8 旅		費	95, 714		95, 714			
	費用弁	償	7, 649		7, 649			
	普 通 旅	費	84, 361		84, 361			
	特 別 旅	費	3, 704		3, 704			
9 交	際	費	350		350			
10需	用	費	771, 075		771, 075			
	食 料	費	16, 698		16, 698			
	その他の需用	費	754, 377		754, 377			
11役	務	費	320, 632		320, 632			
12委	託	料	1, 021, 177	6, 070	1, 027, 247			
13使	用料 及び 賃借	料	762, 159		762, 159			
14工	事 請 負	費	1, 551, 917		1, 551, 917			
15原	材料	費						
16公	有財産購入	費						
17備	品 購 入	費	36, 123		36, 123			
18負	担金、補助及び交付	金	38, 611		38, 611			
19扶	助	費						
20貸	付	金						
21補	償、補填及び賠償	金	44		44			
	還金、利子及び割引	料	15		15			
23投	資及び出資	金						
24積	<u> </u>	金						
25寄	<u></u>	金						
26公	課	費	10, 006		10, 006			
27繰	出	金						
予	備	費	47.0 :::		47.05- 15:			
	計		17, 879, 108	6, 070	17, 885, 178			
財国			371, 787		371, 787			
源」起			364, 000		364, 000			
内そ			723, 663		723, 663			
訳	- 般 財 源		16, 419, 658	6, 070	16, 425, 728			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

			前年度末	までの支	出(見	入)額	当該年度以降のす	当該年度以降の支出予定額			左の財源内訳			
事項	課名	限度額							特	定財	源	一般財源	備考	
			期	間	金	額	期間	金額	国庫支出金	地方債	その他	73.X1 m3.		
		千円				千円		千円	千円	千円	千円	千円		
令和6年度 警察職員費	会計課	148,249					令和7年度から 令和12年度まで	148,249			72,028	76,221	警察学校等給食業 務委託、警察手数 料收業務務託、 逓助音序、航空操縦 時借、航空操縦 新規養成訓練委託	
令和6年度 警察財産管理費	会計課	143,418					令和7年度から 令和9年度まで	143,418				143,418	警察施設保守管理 業務等	
令和6年度 生活安全活動運営費	会計課	3,630					令和7年度	3,630				3,630	TVCMを活用した 特殊詐欺被害防止 広報業務委託	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は 支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

				前任由士	±での±	·山/目	23.1 夕百	当該年度以降の	古山圣宁姑	Ž	この 財	源内	訳	
事 項	課名		限度額	刊十及不	ъ COO X	.ш\ж	.区/ ft页	. 当战千及以降07	人口 7 左锁	特	定 財	源	一般財源	備考
				期	間	金	額	期間	金額	国庫支出金	地方债	その他		
		補正前	千円 726				千円	令和7年度	千円 726	千円	千円	千 円 726	千円	
令和6年度 安全運転講習費	会計課	補正	138,510					令和7年度から 令和8年度まで	138,510			138,510		行政処分者講習 委託、運転免許 証更新時講習委 託
		補正後	139,236					令和7年度から 令和8年度まで	139,236			139,236		
		補正前	133,716					令和7年度から 令和11年度まで	133,716				133,716	
令和6年度 警察情報システム運 営費	会計課	補正	435					令和7年度から 令和11年度まで	435				435	情報管理職員養 成業務委託
		補正後	134,151					令和7年度から 令和11年度まで	134,151				134,151	
	会計課	補正前	200					令和7年度	200			200		
令和6年度 運転免許·認知症等 運転者対策費		補正	16,089					令和7年度から 令和12年度まで	16,089			16,089		ICカード運転免 許証作成用プリ ンタ保守委託、更 新通知業務委託
		補正後	16,289					令和7年度から 令和12年度まで	16,289			16,289		
		補正前	426,162					令和7年度から 令和12年度まで	426,162				426,162	
令和6年度 鑑識活動運営費	会計課	補正	2,298					令和7年度から 令和12年度まで	2,298				2,298	鑑定機器の保守
		補正後	428,460					令和7年度から 令和12年度まで	428,460				428,460	
		補正前	180,388					令和7年度から 令和11年度まで	180,388				180,388	
令和6年度 交通安全施設整備費 (信号機等整備事業)	会計課	補正	56,899					令和7年度から 令和11年度まで	56,899				56,899	交通管制システ ム保守
		補正後	237,287					令和7年度から 令和11年度まで	237,287				237,287	

条例名等

提

出

玾

由

及

び

概

要

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 提出理由

(1) 道路交通法の一部が改正され、個人番号カードに特定免許情報を記録することができることとされること等に伴い、当該事務等について新たに手数料を徴収する。

(2) 道路交通法施行令の一部が改正され、運転免許に関する事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたこと等に伴い、当該事務に係る手数料の額を見直す。

2 概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

	区分		金額						
特定免許情報	道路交通法第95条の	特定試験免除者	1件につき1,350円						
の記録	2第6項の規定によ	特定試験免除者以	1 件につき1,550円						
	る申出をする場合	外の者							
	免許更新時に免許証不多	で付申出をする場合	1件につき800円						
	道路交通法第95条の	2第6項の規定によ	1 件につき1,500円						
	る申出及び免許更新	時の免許証不交付申							
	出のいずれもしない場	景合							
	運転免許証の交付	寸又は再交付と同時	1 件につき100円						
	に記録を受ける場	易合							
運転免許証及	運転免許証の有効期	間の更新(経由申請	1件につき1,300円						
び免許情報記	をしない場合であって	をしない場合であって免許証不交付申出							
録の更新	をするとき。)								
更新時等講習	優良、一般運転者オン	/ライン講習	1 件につき200円						

※ その他、免許情報記録の書換え、運転免許証の更新の申請の経由手数料等 (2) 次のとおり手数料の額を改める。

マハ	金額		
区分	現行	改正後	
運転免許試験	免許の種類等に応じ	免許の種類等に応じ	
	800円~7,650円	750円~7,450円	
運転免許証の交付	免許の種類等に応じ 免許の種類等に応じ		
	1,150円~2,050円	1,100円~2,350円	
運転免許証の更新	1件につき 1件につき		
	2,500円又は2,550円	2,750円又は2,850円	

※ その他、運転経歴証明書の交付、国外運転免許証の交付手数料等

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和7年3月24日とする。

<参考>

○ 新規免許取得の場合

現行		
免許証	2,050円	

○ 免許更新の場合

現行		
免許証		2,500円

改正後	
(改正) 免許証のみ	2,350円
(新設) マイナ免許証	1,550円
(新設) 双方のカード	2,450円

改正後	
(改正) 免許証のみ	2,850円
(新設) マイナ免許証	2,100円
(新設) 双方のカード	2,950円

鳥取県警察手数料条例(平成12年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

(手数料の徴収)

の他の行為により当該事務をすることを求める者 から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

改正後

- (1)~(33) 略
- (34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運 転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験 の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

の区分に応じ、それぞれ	同表の右欄に定める額
区分	金額
1 大型自動車免	
許、中型自動車免	
許又は準中型自動	
車免許に係る試験	
(1) 道路交通法	1件につき <u>1,650円</u>
第 97 条の 2 第 1	
項第1号又は第	
2号に該当して	
同項の規定の適	
用を受ける場合	
(2) 道路交通法	
第97条の2第1	
項第3号又は第	
5号に該当して	
同項の規定の適	
用を受ける場合	
ア 道路交通法	1件につき <u>750円</u>
施行令(昭和	
35年政令第270	
号) 第33条の	
6の2第6号	
に掲げるやむ	
を得ない理由	
のため <u>免許証</u>	
<u>等</u> の更新を受	
けることがで	
きなかったと	
き。	
イ ア以外のと	1件につき <u>1,950円</u>
き。	

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請そ │ 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請そ の他の行為により当該事務をすることを求める者 から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

改正前

- (1)~(33) 略
- (34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運 転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験 の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
許、中型自動車免	
許又は準中型自動	
車免許に係る試験	
(1) 道路交通法	1 件につき1,550円
第97条の2第1	<u>- ,</u>
項第1号又は第	
2号に該当して	
同項の規定の適	
用を受ける場合	
(2) 道路交通法	
第97条の2第1	
項第3号又は第	
5号に該当して	
同項の規定の適	
用を受ける場合	
ア 道路交通法	1件につき <u>800円</u>
施行令(昭和	
35年政令第270	
号) 第33条の	
6の2第6号	
に掲げるやむ	
を得ない理由	
のため <u>免許証</u>	
の更新を受け	
ることができ	
なかったと	
き。	
イ ア以外のと	1件につき <u>1,900円</u>
き。	

		<u></u>	
(3) 道路交通法		(3) 道路交通法	
第97条の2第1		第97条の2第1	
項の規定の適用		項の規定の適用	
を受けない場合		を受けない場合	
ア 道路交通法	1件につき <u>6,900円</u>	ア 道路交通法	1件につき <u>6,600円</u>
第97条第1項		第97条第1項	
第2号に掲げ		第2号に掲げ	
る事項につい		る事項につい	
て行う試験		て行う試験	
(以下「技能		(以下「技能	
試験」とい		試験」とい	
う。)を公安		う。)を公安	
委員会が提供		委員会が提供	
する自動車を		する自動車を	
使用して受け		使用して受け	
るとき。		るとき。	
イ ア以外のと	1 件につき <u>3,900円</u>	イ ア以外のと	1 件につき <u>4, 100円</u>
き。		き。	
2 普通自動車免許		2 普通自動車免許	
に係る試験		に係る試験	
(1) 道路交通法	1 件につき <u>1,900円</u>	(1) 道路交通法	1件につき1,750円
第97条の2第1		第97条の2第1	
項第1号又は第		項第1号又は第	
2号に該当して		2号に該当して	
同項の規定の適		同項の規定の適	
用を受ける場合		用を受ける場合	
(2) 道路交通法		(2) 道路交通法	
第97条の2第1		第97条の2第1	
項第3号又は第		項第3号又は第	
5 号に該当して		5号に該当して	
同項の規定の適		同項の規定の適	
用を受ける場合		用を受ける場合	
ア 道路交通法	1件につき <u>750円</u>	ア 道路交通法	1件につき <u>800円</u>
施行令第33条		施行令第33条	
の6の2第6		の6の2第6	
号に掲げるや		号に掲げるや	
むを得ない理		むを得ない理	
由のため <u>免許</u>		由のため <u>免許</u>	
<u>証等</u> の更新を		証の更新を受	
受けることが		けることがで	
できなかった		きなかったと	
とき。		き。	
イ ア以外のと	1件につき <u>1,950円</u>	イ ア以外のと	1件につき <u>1,900円</u>
き。		き。	
(3) 道路交通法		(3) 道路交通法	

		<u> </u>	
第97条の2第1		第97条の2第1	
項の規定の適用		項の規定の適用	
を受けない場合		を受けない場合	
ア 技能試験を	1 件につき <u>3, 300円</u>	ア 技能試験を	1件につき <u>3,350円</u>
公安委員会が		公安委員会が	
提供する自動		提供する自動	
車を使用して		車を使用して	
受けるとき。		受けるとき。	
イ ア以外のと	1件につき <u>2,500円</u>	イ ア以外のと	1件につき2,550円
き。		き。	
3 特定第1種運転		3 特定第1種運転	
免許(大型特殊自		免許(大型特殊自	
動車免許、大型自		動車免許、大型自	
動二輪車免許、普		動二輪車免許、普	
通自動二輪車免許		通自動二輪車免許	
又は牽引免許をい		又は牽引免許をい	
う。以下同じ。) 又		う。以下同じ。) 又	
は大型特殊自動車		は大型特殊自動車	
第2種免許若しく		第2種免許若しく	
は牽引第2種免許		は牽引第2種免許	
に係る試験		に係る試験	
(1) 道路交通法	1 件につき <u>1, 850円</u>	(1) 道路交通法	1件につき1,750円
第97条の2第1		第97条の2第1	
項第2号に該当		項第2号に該当	
して同項の規定		して同項の規定	
の適用を受ける		の適用を受ける	
場合		場合	
(2) 道路交通法		(2) 道路交通法	
第97条の2第1		第97条の2第1	
項第3号又は第		項第3号又は第	
5 号に該当して		5号に該当して	
同項の規定の適		同項の規定の適	
用を受ける場合		用を受ける場合	
ア 道路交通法	1件につき <u>750円</u>	ア 道路交通法	1 件につき <u>800円</u>
施行令第33条		施行令第33条	
の6の2第6		の6の2第6	
号に掲げるや		号に掲げるや	
むを得ない理		むを得ない理	
由のため <u>免許</u>		由のため <u>免許</u>	
証等の更新を		証の更新を受	
受けることが		けることがで	
できなかった		きなかったと	
とき。	1 (4) 7 6 2 1 0 5 0 11	き。	1 (4) 7 - 2 1 000
イ ア以外のと	1件につき <u>1,950円</u>	イ ア以外のと	1件につき <u>1,900円</u>
き。		き。	

(3) 道路交通法		(3) 道路交通法	
第97条の2第1		第97条の2第1	
項の規定の適用		項の規定の適用	
を受けない場合		を受けない場合	
ア 技能試験を	1件につき <u>4,550円</u>	ア 技能試験を	1件につき <u>4,050円</u>
公安委員会が		公安委員会が	
提供する自動		提供する自動	
車を使用して		車を使用して	
受けるとき。		受けるとき。	
イ ア以外のと	1件につき <u>2,800円</u>	イ ア以外のと	1件につき <u>2,600円</u>
き。		き。	
4 小型特殊自動車		4 小型特殊自動車	
免許又は原動機付		免許又は原動機付	
自転車免許に係る		自転車免許に係る	
試験		試験	
(1) 道路交通法		(1) 道路交通法	
第97条の2第1		第97条の2第1	
項の規定の適用		項の規定の適用	
を受ける場合		を受ける場合	
ア 道路交通法	1件につき <u>750円</u>	ア 道路交通法	1 件につき <u>800円</u>
施行令第33条		施行令第33条	
の6の2第6		の6の2第6	
号に掲げるや		号に掲げるや	
むを得ない理		むを得ない理	
由のため <u>免許</u>		由のため <u>免許</u>	
<u>証等</u> の更新を		証の更新を受	
受けることが		けることがで	
できなかった		きなかったと	
とき。		き。	
イ ア以外のと	1件につき <u>1,950円</u>	イ ア以外のと	1 件につき <u>1,900円</u>
き。		き。	
(2) 道路交通法	1件につき <u>1,600円</u>	(2) 道路交通法	1件につき <u>1,500円</u>
第97条の2第1		第97条の2第1	
項の規定の適用		項の規定の適用	
を受けない場合		を受けない場合	
5 大型自動車第2		5 大型自動車第2	
種免許、中型自動		種免許、中型自動	
車第2種免許又は		車第2種免許又は	
普通自動車第2種		普通自動車第2種	
免許に係る試験		免許に係る試験	
(1) 道路交通法	1件につき <u>1,800円</u>	(1) 道路交通法	1件につき <u>1,700円</u>
第97条の2第1		第97条の2第1	
項第2号に該当		項第2号に該当	
して同項の規定		して同項の規定	
の適用を受ける		の適用を受ける	

場合		場合	
(2) 道路交通法		(2) 道路交通法	
第97条の2第1		第97条の2第1	
項第3号又は第		項第3号又は第	
5 号に該当して		5 号に該当して	
同項の規定の適		同項の規定の適	
用を受ける場合		用を受ける場合	
ア 道路交通法	1 件につき750円	ア 道路交通法	1 件につき800円
施行令第33条		施行令第33条	
の6の2第6		の6の2第6	
号に掲げるや		号に掲げるや	
むを得ない理		むを得ない理	
由のため免許		由のため免許	
証等の更新を		証の更新を受	
受けることが		けることがで	
できなかった		きなかったと	
とき。		き。	
イ ア以外のと	1 件につき1,950円	イ ア以外のと	1 件につき <u>1,900円</u>
き。		き。	
(3) 道路交通法		(3) 道路交通法	
第97条の2第1		第97条の2第1	
項の規定の適用		項の規定の適用	
を受けない場合		を受けない場合	
ア 技能試験を	1件につき <u>7,450円</u>	ア 技能試験を	1件につき <u>7,650円</u>
公安委員会が		公安委員会が	
提供する自動		提供する自動	
車を使用して		車を使用して	
受けるとき。		受けるとき。	
イ ア以外のと	1件につき <u>4,500円</u>	イ ア以外のと	1件につき <u>4,800円</u>
き。		き。	
6 仮運転免許に係		6 仮運転免許に係	
る試験		る試験	
(1) 道路交通法	1 件につき <u>1,800円</u>	(1) 道路交通法	1 件につき <u>1,700円</u>
第97条の2第1		第97条の2第1	
項第2号に該当		項第2号に該当	
して同項の規定		して同項の規定	
の適用を受ける		の適用を受ける	
場合		場合	
(2) 道路交通法	1 件につき <u>1,650円</u>	(2) 道路交通法	1 件につき <u>1,550円</u>
第97条の2第1		第97条の2第1	
項第4号に該当		項第4号に該当	
して同項の規定		して同項の規定	
の適用を受ける		の適用を受ける	
場合		場合	
(3) 道路交通法		(3) 道路交通法	

第97条の2第1 項の規定の適用 を受けない場合 ア 技能試験を 1件につき4,700円 公安委員会が 提供する自動 車を使用して 受けるとき。 イ ア以外のと 1件につき2,950円 き。

- (34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転 免許又は準中型自動車仮運転免許を受けてい る者に対するもの
 - (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける<u>とき。</u> 1件につき<u>6,950円</u>
 - (イ) (ア)以外の<u>とき。</u> 1件につき<u>3,950円</u>イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対

するもの

- (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。 1件につき4,650円
- (イ) (ア)以外のとき。 1件につき3,850円
- (35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転する ことができる自動車等の種類の限定の解除のた めの審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに 定める額
 - ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき3,100円
 - イ ア以外の場合 1件につき<u>1,350円</u>
- (36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る 免許証
 - (ア) 道路交通法施行令第33条の6の2第6 号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証</u> 等の更新を受けることができなかった者で あって、道路交通法第97条の2第1項第3 号に該当して同項の規定の適用を受けたも の<u>(以下「特定試験免除者」という。)</u>に 対するもの 1件につき2,100円(日を同じ くして第1種運転免許又は第2種運転免許 のうち2以上の種類の免許を受ける者(以

第97条の2第1 項の規定の適用 を受けない場合 ア 技能試験を 1件につき4,350円 公安委員会が 提供する自動 車を使用して 受けるとき。 イ ア以外のと 1件につき2,900円 き。

- (34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づ く検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定 める額
- ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転 免許又は準中型自動車仮運転免許を受けてい る者に対するもの
 - (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける<u>とき</u> 1件につき<u>6,400円</u>
 - (イ) (ア)以外のとき 1件につき3,900円
- イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対 するもの
 - (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき4,550円
 - (イ) (ア)以外のとき 1件につき3,750円
- (35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転する ことができる自動車等の種類の限定の解除のた めの審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに 定める額
 - ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき2,850円
 - イ ア以外の場合 1件につき1,400円
- (36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る 免許証
 - (ア) 道路交通法施行令第33条の6の2第6 号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証</u> の更新を受けることができなかった者で あって、道路交通法第97条の2第1項第3 号に該当して同項の規定の適用を受けたも のに対するもの 1件につき1,700円(道路 交通法第92条第1項後段の規定により1の 種類の免許に係る免許証に他の種類の免許 に係る事項を記載して当該他の種類の免許

- 下「複数免許取得者」という。) に対する ものの場合にあっては、1,900円に与える免 許1種類ごとに200円を加算した額)
- (イ) (ア)以外のもの 1件につき2,350円 (複数免許取得者に対するものの場合に あっては、2,150円に与える免許1種類ごと に200円を加算した額)
- イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき<u>1,100</u> <u>円</u>
- (37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る 免許証 1件につき2,600円
 - イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき<u>1,050</u> 円
- (37の2) 道路交通法第95条の2第3項の規定に 基づく特定免許情報の記録 次に掲げる区分に 応じ、それぞれに定める額
 - <u>ア</u> 道路交通法第95条の2第6項の規定による 申出をする場合
 - (ア) 特定試験免除者に係るもの 1件につき1,350円(複数免許取得者に係るものにあっては、1,150円に与える免許1種類ごとに200円を加算した額)
 - (イ) (ア)以外のもの 1,550円 (複数免許取 得者に係るものにあっては、1,350円に与え る免許1種類ごとに200円を加算した額)
 - イ 道路交通法第101条の4の2第2項の規定に よる申出(以下「更新時不交付申出」とい う。)をする場合 1件につき800円
 - ウ 道路交通法第95条の2第6項の規定による 申出及び更新時不交付申出のいずれもしない 場合 1件につき1,500円(道路交通法第92条 第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の 4の2第1項の規定による免許証(仮運転免 許に係るものを除く。)の交付又は同法第94 条第2項の規定による免許証(仮運転免許に 係るものを除く。)の再交付と同時に記録を 受ける場合にあっては、100円)
- (37の3)道路交通法第95条の2第11項の規定に基づく運転免許証の交付1件につき2,550円

- に係る免許証の交付に代える場合にあって は、1,700円に当該他の種類の免許ごとに 200円を加算した額)
- (イ) (ア)<u>に掲げるもの</u>以外のもの 1件に つき2,050円 (道路交通法第92条第1項後段 の規定により1の種類の免許に係る免許証 に他の種類の免許に係る事項を記載して当 該他の種類の免許に係る免許証の交付に代 える場合にあっては、2,050円に当該他の種 類の免許ごとに200円を加算した額)
- イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき<u>1,150</u> 円
- (37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る 免許証 1件につき2,250円
 - イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき<u>1,150</u> <u>円</u>

- (37の4) 道路交通法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定又は 第106条の4第2項の規定に基づく免許情報記録 の書換え 次に掲げる区分に応じ、それぞれに 定める額
 - ア 免許証(仮運転免許に係るものを除く。) 及び道路交通法第95条の2第4項に規定する 免許情報記録個人番号カードを有する者に係 るもの 1件につき100円
 - <u>イ ア以外のもの</u> 1件につき1,550円 (複数免 <u>許取得者の場合は、1,350円に与える免許1種</u> 類ごとに200円を加算した額)

(37の5) 略

- (37の6) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を行う者に対して行う 講習であって、公安委員会が定めるものの実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき1,150円 イア以外の場合 1回につき1,400円
- (37の7) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ に規定する運転技能検査の実施 1件につき 3,650円

(38) 略

- (39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規 定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれに定める額
 - ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき23,750 円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員とし	3,800円
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	
2 自動車の運転技	<u>6,350円</u>
能に関する観察及	
び採点の技能の審	
査を免除される者	
(3の項に掲げる	
者を除く。)	

(37の2) 略

- (37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき1,200円イア以外の場合 1回につき1,450円
- (37の4) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ に規定する運転技能検査の実施 1件につき 3,550円

(38) 略

- (39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規 定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれに定める額
 - ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき23,400円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員とし	4,000円
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	
2 自動車の運転技	6,700円
能に関する観察及	
び採点の技能の審	
査を免除される者	
(3の項に掲げる	
者を除く。)	

3 1の項及び2の		13,100円
項に掲げる審査細		
目のいずれをも免		
除される者		
4・5 略	略	
6 4の項及び5の		5,550円
項に掲げる審査細		
目のいずれをも免		
除される者		
7 技能検定の実施		2,600円
に関する知識の審		
査を免除される者		
8 略	略	

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき14,450円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員とし	1,200円
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	
2 自動車の運転技	1,900円
能に関する観察及	
び採点の技能の審	
査を免除される者	
(3の項に掲げる	
者を除く。)	
3~5 略	略
6 4の項及び5の	4,350円
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
7 技能検定の実施	2,550円
に関する知識の審	
査を免除される者	
8 自動車の運転技	2,400円
能の評価方法に関	
する知識の審査を	
免除される者	

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 19,800円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定

3 1の項及び2の		13,050円
項に掲げる審査細		
目のいずれをも免		
除される者		
4・5 略	略	
6 4の項及び5の		5,500円
項に掲げる審査細		
目のいずれをも免		
除される者		
7 技能検定の実施		2,350円
に関する知識の審		
査を免除される者		
8 略	略	

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき14,700円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員とし	1,250円
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	
2 自動車の運転技	2,100円
能に関する観察及	
び採点の技能の審	
査を免除される者	
(3の項に掲げる	
者を除く。)	
3~5 略	略
6 4の項及び5の	4,300円
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
7 技能検定の実施	2,650円
に関する知識の審	
査を免除される者	
8 自動車の運転技	2,550円
能の評価方法に関	
する知識の審査を	
免除される者	

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 19,500円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定

める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員とし	3,650円
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	
2 自動車の運転技	6, 250円
能に関する観察及	
び採点の技能の審	
査を免除される者	
(3の項に掲げる	
者を除く。)	
3 1の項及び2の	10,800円
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
4・5 略	略
6 4の項及び5の	<u>4,350円</u>
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
7 技能検定の実施	<u>1,850円</u>
に関する知識の審	
査を免除される者	
8 自動車の運転技	<u>2,000円</u>
能の評価方法に関	
する知識の審査を	
免除される者	

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種 免許又は普通自動車第2種免許に係るもの で、これらの免許に対応する第1種運転免許 に係る技能検定員資格者証の交付を受けてい る者に対するもの 1件につき22,200円(次 の表の左欄に掲げる者である場合にあって は、その額から、同表の右欄に定める額を減 じた額)

区分	金額
1 技能検定員とし	<u>4,450円</u>
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	

める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員とし	<u>3,550円</u>
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	
2 自動車の運転技	6,100円
能に関する観察及	
び採点の技能の審	
査を免除される者	
(3の項に掲げる	
者を除く。)	
3 1の項及び2の	10,550円
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
4 • 5 略	略
6 4の項及び5の	4,300円
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
7 技能検定の実施	1,900円
に関する知識の審	
査を免除される者	
8 自動車の運転技	2,050円
能の評価方法に関	
する知識の審査を	
免除される者	

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種 免許又は普通自動車第2種免許に係るもの で、これらの免許に対応する第1種運転免許 に係る技能検定員資格者証の交付を受けてい る者に対するもの 1件につき21,500円(次 の表の左欄に掲げる者である場合にあって は、その額から、同表の右欄に定める額を減 じた額)

区分	金額
1 技能検定員とし	<u>4,250円</u>
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	

2 自動車の運転技	<u>7,750円</u>
能に関する観察及	
び採点の技能の審	
査を免除される者	
(3の項に掲げる	
者を除く。)	
3 1の項及び2の	15, 100円
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
4 自動車の運転技	3,750円
能の評価方法に関	
する知識の審査を	
免除される者	
5 道路運送法(昭	<u>2,600円</u>
和26年法律第183	
号)第2条第3項	
に規定する旅客自	
動車運送事業及び	
自動車運転代行業	
の業務の適正化に	
関する法律(平成	
13年法律第57号)	
第2条第1項に規	
定する自動車運転	
代行業に関する法	
令についての知識	
の審査を免除され	
る者	

(40) 略

- (41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規 定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれに定める額
 - ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき 15,100円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員とし	3,800円
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	

2 自動車の運転技	7,400円
能に関する観察及	
び採点の技能の審	
査を免除される者	
(3の項に掲げる	
者を除く。)	
3 1の項及び2の	14,550円
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
4 自動車の運転技	3,700円
能の評価方法に関	
する知識の審査を	
免除される者	
5 道路運送法(昭	2,550円
和26年法律第183	
号)第2条第3項	
に規定する旅客自	
動車運送事業及び	
自動車運転代行業	
の業務の適正化に	
関する法律(平成	
13年法律第57号)	
第2条第1項に規	
定する自動車運転	
代行業に関する法	
令についての知識	
の審査を免除され	
る者	

(40) 略

- (41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規 定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれに定める額
 - ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき14,550円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員とし	<u>4,000円</u>
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	

2 略	略	
3 1の項及び2の		8,200円
項に掲げる審査細		
目のいずれをも免		
除される者		
4~6 略	略	
7 5の項及び6の		3,400円
項に掲げる審査細		
目のいずれをも免		
除される者		
8 教習指導員とし		1,550円
て必要な教育につ		
いての知識の審査		
を免除される者		

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき9,950円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

のる頃を残した頃)	
区分	金額
1 教習指導員とし	1,200円
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	
2 略	略
3 1の項及び2の	3,900円
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
4 略	略
5 道路交通法第	1,350円
108条の28第4項	
に規定する教則の	
内容となっている	
事項その他自動車	
の運転に関する知	
識の審査を免除さ	
れる者(7の項に	
掲げる者を除	
< 。)	
6 自動車教習所に	1,350円
関する法令につい	
ての知識の審査を	
免除される者(7	

2 略	略	
3 1の項及び2の		7,800円
項に掲げる審査細		
目のいずれをも免		
除される者		
4~6 略	略	
7 5の項及び6の		3,350円
項に掲げる審査細		
目のいずれをも免		
除される者		
8 教習指導員とし		1,500円
て必要な教育につ		
いての知識の審査		
を免除される者		

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき9,650円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員とし	1,250円
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	
2 略	略
3 1の項及び2の	3,700円
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
4 略	略
5 道路交通法第	1,300円
108条の28第4項	
に規定する教則の	
内容となっている	
事項その他自動車	
の運転に関する知	
識の審査を免除さ	
れる者(7の項に	
掲げる者を除	
< 。)	
6 自動車教習所に	<u>1,300円</u>
関する法令につい	
ての知識の審査を	
免除される者(7	

の項に掲げる者を	
除く。)	
7・8 略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 12,000円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員とし	3,650円
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	
2 略	略
3 1の項及び2の	5,900円
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
4~8 略	略

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種 免許又は普通自動車第2種免許に係るもの で、これらの免許に対応する第1種運転免許 に係る教習指導員資格者証の交付を受けてい る者に対するもの 1件につき12,850円(次 の表の左欄に掲げる者である場合にあって は、その額から、同表の右欄に定める額を減 じた額)

区分	金額
1 教習指導員とし	4,450円
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	
2 技能教習に必要	2,100円
な教習の技能の審	
査を免除される者	
(3の項に掲げる	
者を除く。)	
3 1の項及び2の	9,500円
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
4 道路運送法第2	2,600円

の項に掲げる者を	
除く。)	
7・8 略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 11,850円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員とし	3,550円
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	
2 略	略
3 1の項及び2の	5,750円
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
4~8 略	略

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種 免許又は普通自動車第2種免許に係るもの で、これらの免許に対応する第1種運転免許 に係る教習指導員資格者証の交付を受けてい る者に対するもの 1件につき12,450円(次 の表の左欄に掲げる者である場合にあって は、その額から、同表の右欄に定める額を減 じた額)

0,2100	
区分	金額
1 教習指導員とし	4,250円
て必要な自動車の	
運転技能の審査を	
免除される者(3	
の項に掲げる者を	
除く。)	
2 技能教習に必要	<u>2,050円</u>
な教習の技能の審	
査を免除される者	
(3の項に掲げる	
者を除く。)	
3 1の項及び2の	9,150円
項に掲げる審査細	
目のいずれをも免	
除される者	
4 道路運送法第2	2,550円

条第3項に規定す	
る旅客自動車運送	
事業及び自動車運	
転代行業の業務の	
適正化に関する法	
律第2条第1項に	
規定する自動車運	
転代行業に関する	
法令についての知	
識の審査を免除さ	
れる者	

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づ く再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の 区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額			
1 準中型自動車免				
許に係る再試験				
(1) 道路交通法	1件につき <u>5,050円</u>			
第100条の2第2				
項に規定する準				
中型自動車の運				
転について必要				
な技能について				
行う試験を公安				
委員会が提供す				
る自動車を使用				
して受けると				
き。				
(2) (1)以外の	1件につき2,050円			
とき。				
2 普通自動車免許				
に係る再試験				
(1) 道路交通法	1 件につき2,750円			
第100条の2第2				
項に規定する普				
通自動車の運転				
について必要な				
技能について行				
う試験を公安委				
員会が提供する				
自動車を使用し				
て受けるとき。				
(2) (1)以外の	1件につき <u>1,950円</u>			
とき。				
3 大型自動二輪車				

条第3項に規定す	
る旅客自動車運送	
事業及び自動車運	
転代行業の業務の	
適正化に関する法	
律第2条第1項に	
規定する自動車運	
転代行業に関する	
法令についての知	
識の審査を免除さ	
れる者	
W114 12 11 66 - 0 6 -	# · - = - 1 + · · + ·

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づ く再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験 の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

の区分に応じ、それぞれ	同表の石欄に定める額
区分	金額
1 準中型自動車免	
許に係る再試験	
(1) 道路交通法	1 件につき <u>4, 400円</u>
第100条の2第2	
項に規定する準	
中型自動車の運	
転について必要	
な技能について	
行う試験を公安	
委員会が提供す	
る自動車を使用	
して受けると	
き。	
(2) (1)以外の	1 件につき <u>1,900円</u>
とき。	
2 普通自動車免許	
に係る再試験	
(1) 道路交通法	1 件につき <u>2,550円</u>
第100条の2第2	
項に規定する普	
通自動車の運転	
について必要な	
技能について行	
う試験を公安委	
員会が提供する	
自動車を使用し	
て受けるとき。	
(2) (1)以外の	1件につき <u>1,750円</u>
とき。	
3 大型自動二輪車	

免許又は普通自動 二輪車免許に係る 再試験 (1) 道路交通法 1件につき3,550円 第100条の2第2 項に規定する大 型自動二輪車又 は普通自動二輪 車の運転につい て必要な技能に ついて行う試験 を公安委員会が 提供する自動車 を使用して受け るとき。 (2) (1)以外の 1件につき1,800円 とき。 4 原動機付自転車 1件につき1,100円 免許に係る再試験

- (43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2 第1項の規定に基づく<u>免許証等</u>の有効期間の更 新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める 額
 - ア <u>免許証の有効期間の更新(同時に免許情報</u> 記録の有効期間の更新を受ける場合を除 く。)
 - (ア) 道路交通法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出(以下「経由申請」という。)をする場合 1件につき2,750円
 - (イ)更新時不交付申出をする場合 ((ア)の場合を除く。)1件につき1,300円
 - (ウ)(ア)及び(イ)以外の場合1件につき2,850円
 - イ <u>免許情報記録の有効期間の更新(同時に免</u> <u>許証の有効期間の更新を受ける場合を除 く。)</u>
 - (ア) 経由申請をする場合であって、道路交通法第101条の2の2第3項の規定による申出(以下「経由地書換申出」という。)をするとき。 1件につき1,000円
 - (イ)経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき。1件につき1,950円
 - (ウ) 経由申請をしない場合 1件につき

免許又は普通自動 二輪車免許に係る 再試験 (1) 道路交通法 1件につき3,100円 第100条の2第2 項に規定する大 型自動二輪車又 は普通自動二輪 車の運転につい て必要な技能に ついて行う試験 を公安委員会が 提供する自動車 を使用して受け るとき。 (2) (1)以外の 1件につき1,650円 とき。 4 原動機付自転車 1件につき1,000円 免許に係る再試験

- (43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2 第1項の規定に基づく<u>免許証</u>の有効期間の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア <u>道路交通法第101条の2の2第1項の規定の</u> 適用を受ける場合 <u>1件につき2,550円</u>

イ <u>ア以外の場合</u> 1件につき2,500円

2,100円

- <u>ウ</u> 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録 の有効期間の更新
 - (ア) 経由申請をする場合であって、経由地 書換申出をするとき。 1件につき2,500円
 - (イ)経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき。1件につき2,850円
 - (ウ)経由申請をしない場合1件につき2,950円
- (43の2) 道路交通法第101条の2の2第1項の規 定に基づく<u>免許証等</u>の更新の申請の経由事務 <u>次</u> に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - <u>ア 経由地書換申出をする場合 1件につき 1,700円</u>
 - <u>イ</u> 経由地書換申出をしない場合 1件につき 750円
- (43の3) 道路交通法<u>第105条の2第2項</u>の規定に 基づく運転経歴証明書の交付<u>又はその再交付</u> 1件につき<u>1,150円</u>
- (44) 道路交通法第105条の2第4項の規定に基づ 〈運転経歴情報の記録 1件につき900円(道路 交通法第105条の2第2項の規定に基づく運転経 歴証明書の交付又はその再交付と同時に記録を 受ける場合にあっては、100円)
- (45) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1件につき2,250円
- (46) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づ く講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 道路交通法第108	1 時間につき <u>850円</u>
条の2第1項第1	
号に掲げる講習	
2 道路交通法第108	1 時間につき2,400円
条の2第1項第2	
号に掲げる講習	
3 略	略
4 道路交通法第108	
条の2第1項第4	
号に掲げる講習	
(1) 大型自動車	1 時間につき4,650円
免許、中型自動	
車免許又は準中	
型自動車免許に	

(43の2) 道路交通法第101条の2の2第1項の規 定に基づく<u>免許証</u>の更新の申請の経由事務 <u>1</u> 件につき550円

- (43の3) 道路交通法<u>第104条の4第6項</u>の規定に 基づく運転経歴証明書の交付 1件につき<u>1,100</u> 円
- (43の4)道路交通法第104条の4第6項の規定により交付された運転経歴証明書の再交付1件につき1,100円
- (44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1件につき2,350円
- (45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づ く講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 道路交通法第108	1時間につき <u>750円</u>
条の2第1項第1	
号に掲げる講習	
2 道路交通法第108	1時間につき2,350円
条の2第1項第2	
号に掲げる講習	
3 略	略
4 道路交通法第108	
条の2第1項第4	
号に掲げる講習	
(1) 大型自動車	1 時間につき <u>4, 450円</u>
免許、中型自動	
車免許又は準中	
型自動車免許に	

係るもの(準中		係るもの(準中	
型自動車免許に		型自動車免許に	
係るものにあっ		係るものにあっ	
ては、普通自動		ては、普通自動	
車免許を受けて		車免許を受けて	
いる者に対する		いる者に対する	
ものに限る。)		ものに限る。)	
(2) 準中型自動	1 時間につき <u>3,800円</u>	(2) 準中型自動	1時間につき <u>3,500円</u>
車免許に係るも		車免許に係るも	
の(普通自動車		の(普通自動車	
免許を受けてい		免許を受けてい	
る者に対するも		る者に対するも	
のを除く。)		のを除く。)	
(3) 普通自動車	1時間につき <u>3,050円</u>	(3) 普通自動車	1 時間につき <u>2,800円</u>
免許に係るもの		免許に係るもの	
5 道路交通法第108		5 道路交通法第108	
条の2第1項第5		条の2第1項第5	
号に掲げる講習		号に掲げる講習	
(1) 大型自動二	1 時間につき <u>4,300円</u>	(1) 大型自動二	1 時間につき <u>4, 150円</u>
輪車免許に係る		輪車免許に係る	
もの		もの	
(2) 普通自動二	1 時間につき <u>4,200円</u>	(2) 普通自動二	1時間につき <u>4,000円</u>
輪車免許に係る		輪車免許に係る	
もの		もの	
6 道路交通法第108	1 時間につき <u>1,750円</u>	6 道路交通法第108	1時間につき <u>1,500円</u>
条の2第1項第6		条の2第1項第6	
号に掲げる講習		号に掲げる講習	
7 道路交通法第108	1時間につき3,200円	7 道路交通法第108	1時間につき <u>3,100円</u>
条の2第1項第7		条の2第1項第7	
号に掲げる講習		号に掲げる講習	
8 道路交通法第108	1時間につき <u>1,850円</u>	8 道路交通法第108	1時間につき <u>1,400円</u>
条の2第1項第8		条の2第1項第8	
号に掲げる講習		号に掲げる講習	
9 道路交通法第108	1時間につき <u>900円</u>	9 道路交通法第108	1時間につき <u>750円</u>
条の2第1項第9		条の2第1項第9	
号に掲げる講習		号に掲げる講習	
10 道路交通法第108		10 道路交通法第108	
条の2第1項第10		条の2第1項第10	
号に掲げる講習	<i>I</i> I)	号に掲げる講習	et HH.
(1) 準中型自動	1件につき1,000円に	(1) 準中型自動	1時間につき2,150円
車免許に係るも	1時間につき2,300円	車免許に係るも	
の	<u>を加算した額</u>	の	1 [計開] マーナ 0 050円
(2) 普通自動車	1件につき1,000円に	(2) 普通自動車	1時間につき2,050円
免許に係るもの	1時間につき2,150円	免許に係るもの	
	を加算した額		

(3) 大型自動二	1件につき1,000円に	(3) 大型自動二	1時間につき2,700円
輪車免許に係る	1時間につき2,850円	輪車免許に係る	
€ Ø	を加算した額	₺ の	
(4) 普通自動二	1件につき1,000円に	(4) 普通自動二	1時間につき2,550円
輪車免許に係る	1 時間につき2,700円	輪車免許に係る	
₺ の	を加算した額	もの	
(5) 原動機付自	1 件につき1,000円に	(5) 原動機付自	1 時間につき2,450円
転車免許に係る	1 時間につき2,550円	転車免許に係る	
<i>€</i> ∅	を加算した額	もの	
11 道路交通法第108		11 道路交通法第108	
条の2第1項第11		条の2第1項第11	
号に掲げる講習		号に掲げる講習	
(1) 道路交通法		(1) 道路交通法	1件につき500円
第95条の6第1		第92条の2第1	
項の表の備考一		項の表の備考一	
<u>の口</u> に規定する		<u>の2</u> に規定する	
優良運転者に対		優良運転者に対	
するもの		するもの	
ア 公安委員会	1件につき200円		
の使用に係る			
電子計算機と			
講習を受ける			
者の使用に係			
<u>る電子計算機</u>			
とを電気通信			
回線で接続し			
た電子情報処			
理組織を使用			
する方法によ			
る講習 (以下			
<u>「オンライン</u>			
講習」とい			
<u>う。)の場合</u>			
イ <u>ア以外の場</u>	1件につき500円		
<u>合</u>			
(2) 道路交通法		(2) 道路交通法	1件につき800円
第95条の6第1		第92条の2第1	
項の表の備考一		項の表の備考一	
<u>のハ</u> に規定する		<u>の3</u> に規定する	
一般運転者に対		一般運転者に対	
するもの		するもの	
ア オンライン	1件につき200円		
講習の場合			
<u>イ</u> ア以外の場	1件につき800円		
<u>合</u>			

<u></u>		 	
(3) 道路	交通法	(3) 道路交通法	
第95条の	6 第 1	第92条の2第1	
項の表の何	備考一	項の表の備考一	
のニに規定	定する	<u>の4</u> に規定する	
違反運転	者等に	<u></u> 違反運転者等に	
対するもの		対するもの	
	交通法	ア 道路交通法	1 件につき800円
施行令领		施行令第43条	11110 > C 00011
第1項		第1項の表の	
国家公司		国家公安委員	
会規則		会規則で定め	
る同令領		る同令第33条	
の 7 第 1		の7第2項の	
基準に言		基準に該当し	
ない者に	に対す	ない者に対す	
るもの		るもの	
<u>(ア)</u>	オンラ 1件につき200円		
<u>イン</u> 記	講習の		
場合			
<u>(1)</u> ((ア)以 1件につき800円		
外の場	<u> </u>		
イ ア以	外のも 1件につき1,400円	イ ア以外のも	1 件につき <u>1,350円</u>
0)		の	
12 道路交通法	去第108	12 道路交通法第108	
条の2第1	項第12	条の2第1項第12	
号に掲げる講	習	号に掲げる講習	
(1) 道路	交通法 1件につき6,600円	(1) 道路交通法	1 件につき <u>6, 450円</u>
第71条の	5 第 3	第71条の5第3	
項に規定	する普	項に規定する普	
通自動車	対応免	通自動車対応免	
許(以下	「普通	許(以下「普通	
自動車丸	寸応 免	自動車対応免	
許」とい	う。)	許」という。)	
を受けてい		を受けている者	
(同法第9		(同法第97条の	
2 第 1 項 9		2第1項第3号	
イ及びハ		イ及びハに掲げ	
る者並び		る者並びに同法	
第101条の		第101条の4第3	
項の規定		項の規定の適用	
を受ける		を受ける者を除	
く。) に	N	く。)に対する	
もの (2) 並承	白科末 1 4477~250~50円	もの	1 (4) 7 (本 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	自動車 1件につき2,950円	(2) 普通自動車	1件につき <u>2,900円</u>
対応免許:	で文リ	対応免許を受け	

ている者(道路			ている者(道路	
交通法第97条の			交通法第97条の	
2第1項第3号			2第1項第3号	
イ若しくはハに			イ若しくはハに	
掲げる者又は同			掲げる者又は同	
法第101条の4第			法第101条の4第	
3項の規定の適			3項の規定の適	
用を受ける者に			用を受ける者に	
限る。)又は第			限る。)又は第	
1種運転免許若			1種運転免許若	
しくは第2種運			しくは第2種運	
転免許であって			転免許であって	
普通自動車対応			普通自動車対応	
免許以外のもの			免許以外のもの	
のみを受けてい			のみを受けてい	
る者に対するも			る者に対するも	
\mathcal{O}			Ø	
13 道路交通法第108			13 道路交通法第108	
条の2第1項第13			条の2第1項第13	
号に掲げる講習			号に掲げる講習	
(1) 自動車等	1件につき <u>13,900円</u>		(1) 道路交通法	1 件につき <u>9,050円</u>
(これに準ずる			施行令第43条第	
ものとして国家			1項の表の国家	
公安委員会規則			公安委員会規則	
で定める装置を			<u>で定める</u> もの	
含む。)を使用				
する指導を含む				
もの				
(2) (1)以外の	1件につき10,350円		(2) (1)以外の	1 件につき <u>12,500円</u>
もの			もの	
14 道路交通法第108	1件につき1,000円に		14 道路交通法第108	1時間につき2,250円
条の2第1項第14	1時間につき2,600円		条の2第1項第14	
号に掲げる講習	を加算した額		号に掲げる講習	
15 道路交通法第108	1時間につき2,100円		15 道路交通法第108	1 時間につき <u>2,000円</u>
条の2第1項第15			条の2第1項第15	
号に掲げる講習			号 <u>又は第16号</u> に掲	
			げる講習	
<u>16</u> 道路交通法第108	1時間につき2,050円			
条の2第1項第16				
号に掲げる講習				
		<u>(4</u>	6) 道路交通法第108条	の3第1項又は第108条
			の3の2の規定に基づく	基準該当初心運転者又

- 29 -

(47)~(68) 略

円

(47)~(68) 略

は軽微違反行為者に対する通知 1件につき900

2	略		2	略		

附則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

報告第2号 監察課

件 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

名 (令和6年11月11日専決)

提出理由提出理由

出

理

由

及

てド

概

要

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和6年11月11日専決処分したので、本議会に報告するものである。

2 概要

(1)和解の相手方

西伯郡日吉津村 個人

(2)和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金379,005円を支払うものとすること。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金119,048円を支払うものとすること。

(3) 事故の概要

ア 事故発生年月日 令和6年6月13日 午後10時4分頃

不事故発生場所西伯郡日吉津村大字日吉津地内

ウ 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車 (パトカー)を 運転中、和解の相手方所有の小型乗用自動車の後方に停止しようとした際、ブレーキ操作を誤ったため前進し、前方で停止していた同車両に追突し、双方の 車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

<参考>

損害賠償額総額 498,053円物的損害賠償額 379,005円

うち、保険支払額349,005円、県費支出額30,000円(うち、保険 契約による免責額3万円)

人身損害賠償額 119,048円

うち、保険支払額119,048円、県費支出額0円

報告第2号 監察課

件 議会の委任による専決処分の報告について

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和6年11月11日専決)

名

提

出

1 提出理由

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和6年11月11日専決処分したので、本議会に報告するものである。

理

由

及

てド

概

要

2 概要

(1) 和解の相手方

八頭町

(2)和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金47,190円を支払うものとすること。

(3) 事故の概要

ア 事故発生年月日令和6年8月27日 午後1時23分頃

イ 事故発生場所 八頭郡八頭町坂田地内

ウ 事故の状況

鳥取県郡家警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、方向 転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相 手方が設置する視線誘導標に衝突し、同視線誘導標を破損させたものである。

<参考>

· 損害賠償額 47,190円

うち、保険支払額17,190円、県費支出額30,000円(うち、保険契約による免責額3万円)

報告第2号 監察課

件 議会の委任による専決処分の報告について

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和6年11月11日専決)

名

1 提出理由

提

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和6年11月11日専決処分したので、本議会に報告するものである。

理

出

2 概要

由

(1) 和解の相手方 米子市 個人

及

(2)和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金75,900円を支払うものとすること。

概

要

てド

(3) 事故の概要

ア 事故発生年月日 令和6年9月14日 午前7時53分頃

イ 事故発生場所 米子市西町地内

ウ 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)を 運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置するポールに衝突し、同ポールを破損させたものである。

<参考>

· 損害賠償額 75,900円

うち、保険支払額45,900円、県費支出額30,000円(うち、保険契約による免責額3万円)

報告第2号 交通規制課

件 議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和6年11月11日専決) 名 1 提出理由 提 法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償 の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定 出 により、令和6年11月11日専決処分したので、本議会に報告するものである。 理 2 概要 由 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 及 (2)和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金170,500円を支払うもの てド とすること。 (3) 事故の概要 概 ア 事故発生年月日 要 令和6年9月21日午後5時頃から同月22日午前8時頃までの間 イ 事故発生場所 鳥取市商栄町地内 ウ 事故の状況 県が設置している道路規制標識が根元の腐食により倒れ、和解の相手方が駐 車場に駐車していた軽乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。 <参考> · 損害賠償額 170,500円 うち、保険支払額170,500円、県費支出額0円